



山形県公報

平成27年3月10日(火)
第2628号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 指定居宅サービス事業者の指定……………(置賜総合支庁福祉課) ……291
- 指定介護予防サービス事業者の指定……………(同) ……292
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定……………(庄内総合支庁地域保健福祉課) ……同
- 県営土地改良事業に係る換地処分……………(最上総合支庁農村整備課) ……同
- 農林水産大臣の指定に係る保安林の指定施業要件の変更の予定の通知……………(林業振興課) ……同
- 道路の区域の決定……………(最上総合支庁建設総務課) ……293
- 道路の区域の変更……………(置賜総合支庁建設総務課) ……同
- 同……………(庄内総合支庁建設総務課) ……同
- 同……………(同) ……294
- 県道の供用の開始……………(同) ……同
- 同……………(同) ……同
- 市町村決定に係る都市計画の変更の図書の写しの縦覧……………(都市計画課) ……同
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定……………(砂防・災害対策課) ……295
- 平成19年3月県告示第322号(急傾斜地崩壊危険区域の指定)の一部改正 ……(同) ……296

### 海区漁業調整委員会関係

#### 指 示

- 漁業法による火光を利用した遊漁に係る光力の制限……………297

### 公 告

- 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請……………(庄内総合支庁総務課) ……299

## 告 示

### 山形県告示第193号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成27年3月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定居宅サービス事業者の名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地                       | サービスの種類  | 指定年月日       |
|--------------------|-----------------------------------|----------|-------------|
| 株式会社三友医療           | さんゆうショートステイぼかぼか<br>米沢市西大通二丁目2番30号 | 短期入所生活介護 | 平成27. 2. 27 |

**山形県告示第194号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により、指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

平成27年3月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地                       | サービスの種類          | 指定年月日       |
|----------------------|-----------------------------------|------------------|-------------|
| 株式会社三友医療             | さんゆうショートステイぼかぼか<br>米沢市西大通二丁目2番30号 | 介護予防短期入所<br>生活介護 | 平成27. 2. 27 |

**山形県告示第195号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成27年3月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地 | 事業所の名称及び所在地           | 障害福祉サービスの種類 | 指定年月日       |
|------------------------------|-----------------------|-------------|-------------|
| 庄内医療生活協同組合<br>鶴岡市双葉町13番45号   | 鶴岡協立病院<br>鶴岡市文園町9番34号 | 短期入所        | 平成27. 2. 26 |

**山形県告示第196号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、県営福寿野地区土地改良事業に係る換地処分をした。

平成27年3月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**山形県告示第197号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成27年3月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
米沢市（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- (3) 変更に係る指定施業要件
  - イ 立木の伐採の方法
    - (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- 2 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
米沢市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、米沢市（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- (3) 変更に係る指定施業要件

## イ 立木の伐採の方法

(イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## ロ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部林業振興課及び米沢市役所に備え置いて縦覧に供する。）

## 山形県告示第198号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり決定した。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成27年3月10日から同月23日まで縦覧に供する。

平成27年3月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 新庄長沢尾花沢線
- 3 敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                              | 敷地の幅員                | 延 長           |
|--------------------------------------------------|----------------------|---------------|
| 新庄市大字福田字八幡原199番2から<br>最上郡舟形町長沢字黒森国有林2098林班い2小班まで | 78.0メートル<br>}<br>9.0 | メートル<br>8,667 |

## 山形県告示第199号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成27年3月10日から同月23日まで縦覧に供する。

平成27年3月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 南陽川西線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                  | 旧新の別 | 敷地の幅員                 | 延 長           |
|--------------------------------------|------|-----------------------|---------------|
| 南陽市柗塚字太子堂380番1から<br>同 382番1まで        | 旧    | 24.6メートル<br>}<br>15.8 | メートル<br>12    |
| 南陽市元中山字竹原2227番2から<br>同 柗塚字太子堂382番1まで | 新    | 53.6メートル<br>}<br>13.2 | メートル<br>9,267 |

## 山形県告示第200号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成27年3月10日から同月23日まで縦覧に供する。

平成27年3月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 温海川木野俣大岩川線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                             | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員              | 延長     |
|-------------------------------|---|------|--------------------|--------|
| 鶴岡市榎代字山ノ下66番1から<br>同 榎の代1番1まで |   | 旧    | 15.0メートル<br>} 7.5  | 66メートル |
| 同                             | 上 | 新    | 27.0メートル<br>} 17.4 | 同上     |

**山形県告示第201号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成27年3月10日から同月23日まで縦覧に供する。

平成27年3月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 十里塚遊佐線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                                | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員             | 延長     |
|----------------------------------|---|------|-------------------|--------|
| 飽海郡遊佐町遊佐字道ノ下44番2から<br>同 丸ノ内27番まで |   | 旧    | 13.4メートル<br>} 7.0 | 65メートル |
| 同                                | 上 | 新    | 14.3メートル<br>} 7.0 | 同上     |

**山形県告示第202号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成27年3月10日から同月23日まで縦覧に供する。

平成27年3月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 温海川木野俣大岩川線
- 2 供用開始の区間 鶴岡市榎代字山ノ下66番1から  
同 榎の代1番1まで
- 3 供用開始の期日 平成27年3月10日

**山形県告示第203号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成27年3月10日から同月23日まで縦覧に供する。

平成27年3月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 十里塚遊佐線
- 2 供用開始の区間 飽海郡遊佐町遊佐字道ノ下44番2から  
同 丸ノ内27番まで
- 3 供用開始の期日 平成27年3月10日

**山形県告示第204号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき長井市から送付のあった都市計画の変更の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成27年3月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 変更に係る都市計画の種類  
長井都市計画特別用途地区
- 2 縦覧の場所  
県土整備部都市計画課

**山形県告示第205号**

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

なお、関係図書は、県土整備部砂防・災害対策課及び最上総合支庁建設部において縦覧に供する。

平成27年3月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 (1) 区域の名称 神田
- (2) 土地の表示  
次に掲げる土地に存する標柱1号から13号までを順次結んだ線及び標柱1号と13号を結んだ線に囲まれた土地の区域

| 郡 市   | 町 村   | 大 字 | 字     | 地 番    | 標 柱 番 号   |
|-------|-------|-----|-------|--------|-----------|
| 最 上 郡 | 戸 沢 村 | 神 田 | 新 町   | 2270-7 | 1号        |
|       |       |     |       | 866-2  | 2号        |
|       |       |     |       | 2270-4 | 3号        |
|       |       |     |       | 849-2  | 4号        |
|       |       |     |       | 836    | 5号及び6号    |
|       |       |     | 小 神 田 | 835    | 7号        |
|       |       |     |       | 823-1  | 8号から10号まで |
|       |       |     | 坂 ノ 下 | 854-1  | 11号       |
|       |       |     |       | 3692   | 12号及び13号  |

- 2 (1) 区域の名称 津谷(2)
- (2) 土地の表示  
次に掲げる土地に存する標柱1号から8号までを順次結んだ線及び標柱1号と8号を結んだ線に囲まれた土地の区域

| 郡 市   | 町 村   | 大 字 | 字     | 地 番    | 標 柱 番 号 |
|-------|-------|-----|-------|--------|---------|
| 最 上 郡 | 戸 沢 村 | 津 谷 | 鞭 打 野 | 1716-1 | 1号      |
|       |       |     |       | 1716-7 | 2号及び8号  |
|       |       |     | 津 谷   | 78-3   | 3号      |

|  |  |  |  |        |    |
|--|--|--|--|--------|----|
|  |  |  |  | 1795-1 | 4号 |
|  |  |  |  | 78-1   | 5号 |
|  |  |  |  | 78-5   | 6号 |
|  |  |  |  | 78-6   | 7号 |

### 山形県告示第206号

平成19年3月県告示第322号（急傾斜地崩壊危険区域の指定）の一部を次のように改正する。

なお、関係図書は、県土整備部砂防・災害対策課及び最上総合支庁建設部において縦覧に供する。

平成27年3月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

第1項第2号を次のように改める。

#### (2) 土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱1号から15号までを順次結んだ線及び標柱1号と15号を結んだ線に囲まれた土地の区域

| 郡 市   | 町 村   | 大 字 | 字     | 地 番       | 標 柱 番 号   |
|-------|-------|-----|-------|-----------|-----------|
| 最 上 郡 | 最 上 町 | 満 沢 | 高 田   | 375-1     | 1号        |
|       |       |     | 市 ノ 沢 | 1840-62   | 2号        |
|       |       |     |       | 1840-10   | 3号        |
|       |       |     |       | 1150-1    | 4号        |
|       |       |     |       | 1840-59   | 5号及び6号    |
|       |       |     |       | 1840-56   | 7号        |
|       |       |     |       | 994-1     | 8号から10号まで |
|       |       |     |       | 992-1     | 11号       |
|       |       |     | 中 村   | 335-4     | 12号       |
|       |       |     |       | 348-2地先   | 13号       |
|       |       |     | 市 ノ 沢 | 1840-56地先 | 14号       |
|       |       |     | 高 田   | 371-2地先   | 15号       |

## 海区漁業調整委員会関係

### 指 示

#### 山形海区漁業調整委員会指示第1号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定により、山形海区管内の海域における水産資源の保護及び漁場の秩序ある利用を図るため、次のとおり指示する。

平成27年3月10日

山形海区漁業調整委員会

会 長 加 藤 栄

#### 1 火光を利用した遊漁に係る光力制限

(1) 次の表の左欄に掲げる海域において、一の船舶が火光を利用して遊漁を行う際に集魚灯として使用することができる光源の種類及び個数は同表の中欄に掲げるとおりとし、一の船舶の集魚灯の消費電力合計の最高限度は同表の右欄に掲げるとおりとする。

| 海 域                                                                                                                                                                                 | 使用することができる光源                 |                                            | 集魚灯の消費電力<br>合計の最高限度 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------|--------------------------------------------|---------------------|
|                                                                                                                                                                                     | 種 類                          | 個 数                                        |                     |
| 山形県海面共同漁業権漁場区域（免許番号海共第1号）                                                                                                                                                           | 白熱灯又は放電灯<br>（メタルハライドランプを除く。） | 水中使用 1個（消費電力が3キロワット以内のものに限る。）<br>船上使用 3個以内 | 10キロワット             |
| 山形県海面共同漁業権漁場区域（免許番号海共第2号）及び酒田港に係る山形県海面共同漁業権消滅区域                                                                                                                                     | 白熱灯又は放電灯<br>（メタルハライドランプを除く。） | 水中使用 1個<br>船上使用 3個以内                       | 10キロワット             |
| 山形県と秋田県の境に設置した漁場基点（以下「基点第1号」という。）から真方位292度の線及び酒田市と鶴岡市の境に設置した漁場基点（以下「基点第3号」という。）から真方位294度43分の線との間における最大高潮時海岸線から6,000メートル以内の海域から山形県海面共同漁業権漁場区域（免許番号海共第2号）及び酒田港に係る山形県海面共同漁業権消滅区域を除いた海域 | 白熱灯又は放電灯                     | 水中使用 1個<br>船上使用 3個以内                       | 10キロワット             |
| 基点第3号、基点第3号から真方位294度43分5,000メートルの点（以下「アの点」という。）、平成17年9月30日における鶴岡市と西田川郡温海町との境に設置した漁場基点（以下「基点第4号」という。）から真方位295度45分5,000メートルの点（以下「イの点」という。）及び基点第4号の各点を順次直線で結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた海域     | 白熱灯又は放電灯<br>（メタルハライドランプを除く。） | 制限なし                                       | 10キロワット             |

|                                                                                                                                                                         |                          |                      |                                        |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------|----------------------|----------------------------------------|
| アの点、基点第3号から真方位294度43分6,500メートルの点（以下「ウの点」という。）、基点第4号から真方位295度45分6,500メートルの点（以下「エの点」という。）、イの点及びアの点の各点を順次直線で結んだ線によって囲まれた海域                                                 | 白熱灯又は放電灯（メタルハライドランプを除く。） | 制限なし                 | 1月から6月までの間は10キロワット、7月から12月までの間は30キロワット |
| 基点第3号から真方位294度43分の線と基点第4号から真方位295度45分の線の間における最大高潮時海岸線から7,400メートル以内の海域から基点第3号、ウの点、エの点及び基点第4号の各点を順次直線で結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた海域を除いた海域                                       | 白熱灯又は放電灯（メタルハライドランプを除く。） | 制限なし                 | 30キロワット                                |
| 基点第4号、イの点、山形県と新潟県の境に設置した漁場基点（以下「基点第5号」という。）から磁針方位西北西5,000メートルの点（以下「オの点」という。）及び基点第5号の各点を順次直線で結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた海域から山形県共同漁業権漁場区域（免許番号海共第4号）及び鼠ヶ関港に係る山形県共同漁業権消滅区域を除いた海域 | 白熱灯又は放電灯（メタルハライドランプを除く。） | 水中使用 1個<br>船上使用 3個以内 | 10キロワット                                |
| イの点、エの点、基点第5号から磁針方位西北西6,500メートルの点（以下「カの点」という。）、オの点及びイの点の各点を順次直線で結んだ線によって囲まれた海域                                                                                          | 白熱灯又は放電灯（メタルハライドランプを除く。） | 水中使用 1個<br>船上使用 3個以内 | 1月から6月までの間は10キロワット、7月から12月までの間は30キロワット |
| 基点第4号から真方位295度45分の線と基点第5号から磁針方位西北西の線の間における最大高潮時海岸線から7,400メートル以内の海域から基点第4号、エの点、カの点及び基点第5号の各点を順次直線で結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた海域を除いた海域                                          | 白熱灯又は放電灯（メタルハライドランプを除く。） | 水中使用 1個<br>船上使用 3個以内 | 30キロワット                                |
| 基点第1号から真方位292度の線と基点第3号から真方位294度43分の線との間における最大高潮時海岸線から6,000メートルより沖合の海域及び基点第3号から真方位294度43分の線と基点第5号から磁針方位西北西の線の間における最大高潮時海岸線から7,400メートルより沖合の海域                             | 白熱灯又は放電灯                 | 制限なし                 | 30キロワット                                |

(2) 山形県共同漁業権漁場区域（免許番号海共第4号）及び鼠ヶ関港に係る山形県共同漁業権消滅区域では、船舶が火光を利用した遊漁を行ってはならない。

## 2 制限期間



平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

## 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証について申請があった。

平成27年3月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 申請のあった年月日  
平成27年2月24日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - (1) 名 称  
認定NPO法人ひらた里山の会
  - (2) 代表者の氏名  
佐藤 忠智
  - (3) 主たる事務所の所在地  
酒田市砂越字上川原459番地2
  - (4) 定款に記載された目的  
この法人は、中山間地の創造的再生に向けて、地域住民、行政、企業、地縁組織、法人などと協力し、住民の多様な提案を実現していくもので、中山間地の特性を活かした地域づくりを行い、住民の生活向上に貢献していくことを目的とする。

平成27年3月10日印刷  
平成27年3月10日発行

発行所 山形県庁  
発行人 山形県

〒990-0071 山形市流通センター一丁目5-3  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部 登  
電話 山形 (631)2057 (631)2056